

平成20年第4回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成20年12月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

11 番 畑 岡 進 君

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	塩 田 満 夫 君
総 務 部 長	深 澤 悌 二 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 次 長	植 木 敏 夫 君
会 計 管 理 者	仲 村 新 一 郎 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	高 野 幸 洋
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 5 号

平 成 2 0 年 1 2 月 1 5 日 (月 曜 日)

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、9番村上典男君、11番畑岡進君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、23番小園江一三君、24番須藤勝雄君を指名いたします。

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を続けます。

13番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

13番（萩原瑞子君） 13番萩原瑞子でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

男女共同参画についてお伺いいたします。

男女共同参画社会基本法は平成11年に制定され、はや10年を迎えようとしております。本市におきましては、本年3月、笠間市男女共同参画計画が策定されました。国の基本法が策定されてから10年近くたったの本市の取り組みは、合併がありましたので、他の市町村から比べて遅い取り組みになったことはやむを得なかったと思っております。しかし、執行部の皆さんは、男女共同参画社会基本法の定めに沿って既に行政での推進をしておりますので、現在までの状況をお伺いをいたします。

一つ目といたしまして、計画書の配布はどのようにされましたか。

二つ目、審議会、委員会への女性の参画率と女性の参画がゼロの会は幾つありますか。

三つ目、庁内における女性職員の管理職の割合はどうか。

四つ目、男女共同参画推進連絡協議会の活動内容をお伺いいたします。

以上、4項目についてのご答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 13番萩原議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、計画書の配布はどのようにしたのかでございますけれども、男女共同参画の計画は、平成18年度に実施をいたしました男女共同参画意識調査結果を初め、市民や各関係団体、事業者、笠間市男女共同参画審議会等から直接意見を吸い上げまして、より実効性の高い計画を本年3月に策定をしたところでございます。

計画書を100部、概要版を2,000部作成し、計画書につきましては、笠間市男女共同参画審議会委員、笠間市議会議員、県等へ配布をいたしましたところでございます。概要版につきましては、県内の市町村、監査委員、笠間市男女共同参画推進連絡協議会の役員さん、茨城県男女共同参画推進委員、市の職員、また公の施設に常設をしていただきまして、参画講座3カ所などに配布をしているところでございます。

市民への周知につきましては、広報紙並びにホームページで定期的にお知らせをしているところでございます。

次に、審議会、委員会への女性の参画率と女性の参画がゼロの会は幾つあるのかでございますが、平成19年4月1日現在で、47審議会の委員総数は832人、うち女性の委員数は207名、女性の比率は24.88%で、女性の参画がゼロの審議会等は13でございます。

同じく20年ことしの4月1日現在でございますが、45審議会の委員総数は700名、女性の委員数は166名、女性の比率は23.71%、女性の参画がゼロの審議会等は11でございます。

次に、庁内における女性職員の管理職率でございますが、施設長以上のいわゆる管理職の職員73名中、女性の管理職の職員は8名でございます。その率は10.96%となっております。

次に、連絡協議会の活動内容でございますが、市内の団体やグループ等の連携のもとに、男女共同参画社会の実現を目指して支援協力し合いながら、個人の資質向上や個々の団体

の活動を振興し、地域発展に寄与することを目的として、市内25団体で平成19年7月25日に発足をしたところでございます。

活動内容につきましては、茨城県県北地方総合事務所主催の男女共同参画研修において地域活動発表を行い、積極的に県主催事業などに参加をし、他市町村の女性団体から研修の申し込みなどもあり、交流を図っているところでございます。

また、市主催の参画講座等に市民への参画を呼びかけるなどしており、会員の資質向上を目指し、ワーク・ライフ・バランス推進事業といたしまして茨城県女性プラザ主催の講演会に参加し、また埼玉県嵐山町の国立女性教育会館におきまして男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラムに参加をし、研修をしております。

さらに、18年度から笠間男女共同参画フォーラムを開催してございますが、実行委員として企画運営なども携わっていただいているところでございます。役員の方々には、そのようなイベントや打ち合わせなど、毎月のように会議を開き、男女共同参画社会実現のため活躍をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 13番萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございます。

1について、計画書の配布についてでございますけれども、限られたところだけの配布のように思えます。100部というのは数少ない部数じゃないかなと思います。ほかでも環境計画とか福祉の方での計画書をつくっておりますけれども、そちらの計画書と比べて部数的にはどうなんでしょうかね。その分、概要版が2,000部ということですので、これからも概要版を配る際に、男女共同参画社会の意味合いをよく説明した上でお配りし、よく理解をしていただきたいということをお願いしておきます。

二つ目の審議会、委員会の女性の参画率なんですけれども、19年度と比べて率としては下がっているんですね。人数的には多く参画しているんですけれども、率としては下がっております。

その中で、ゼロというところが19年度13の委員会、20年度に11の委員会があるということで、ちょっとこれにはびっくりいたしましたし、きょう傍聴に男女共同参画を推進していらっしゃる方が、もしいらっしゃるとすれば、大変寂しい答弁だったんじゃないかなと思っております。それにつきまして、これから女性の参画率を高めるために何かの策を講じているとすれば、またそれをご説明をいただきたいと思っております。

三つ目の庁内における女性の管理職の割合ですけれども、管理職全体で73名のところ女性が8名、各部署で私もいろいろな女性の方とお話する機会が多いんですけれども、とてもまじめに真剣にお仕事しております。こういう方が先頭に立って仕事をしていただければ、笠間市はもっともっと優しいまちになるんじゃないかなという思いで、いつも一緒に仕事をしているんですけれども、まだまだ女性の力が発揮されていないと私は思ってお

ります。女性の視点を尊重できるような環境づくりもしていただきたいと思います。

過日、菊まつりがありまして、菊まつりの期間中に、ドイツのルール市から菊まつりの研修ということで市長さんを初め5人の方が笠間市にお見えになったことは、皆様方もいろいろな報道でご承知かと思えますけれども、その5人いらっしゃったうちの2人の方はスポンサーの方でした。そして、行政から市長さんを含めて3人いらっしゃったわけですけれども、その1人の方が女性だったんですね。遠い外国への研修に女性職員と一緒に来られたということに、私はとても感激いたしました。

さて、この笠間市が、市長さんがそういった海外研修に行かれるときに、女性職員をお連れするでしょうかね。それだけ女性の視点を大切にしてくられたんじゃないかと思っております。

そのルール市というところは、ヨーロッパでも唯一菊まつりをしているところだそうです。観光の目玉として、ドイツの国内外から、期間中、30万でしたか、300万でしたか、多くの観光客を集めているということです。笠間の観光を見ても、私いつも言うんですけれども、観光にいらっしゃる方の8割近くは女性ですよ。観光にいらっしゃる旦那さん方は、大抵が奥さんに引っ張られて来ているんですよ。だから、女性の視点を大切にしなければ観光だって成り立たないんですよということを、私もここで何回も質問しております。やはり今回、ルール市から女性が視察に見えたということのを重々頭の中に置いておいていただいて、産業経済部長さん、よろしくお願ひしたいなと思っております。

また、その中の一つに、期間中ですけれども、忠臣蔵サミットというのがありました。これは笠間市を入れて11の自治体が、これから忠臣蔵サミットのもとで交流を深めていこうということで、今回初めてサミットの会場が笠間になったんですけれども、ほかの10団体からやはり職員の方が見えました。10団体の中から女性が何人いらっしゃったと思えますか。やはり3人来ていたんですよ。これも私は感激し、とてもうれしく思いました。そういうところへどんどん笠間市としては女性職員を派遣するとか出張させて、女性の視点、女性としての心というもので物を見ていただきたいと思いますし、また女性をそういうところにどんどん起用していただきたいと思いますということをお願いをしておきたいと思います。

4につきましては、連絡協議会の活動内容ですけれども、参加団体が25団体といえますと、大体女性が入っている会はずべてこの連絡協議会に入っているのかなという感じでお受けいたしました。

皆さん方、とてもいろいろな幅において研修をされておりますので、この連絡協議会の方々の日ごろの研さんを積んでいらっしゃるその実績を、ぜひ笠間市においても審議会、委員会に対して女性の参画をどんどんと広げていっていただきたいと思いますし、また参画率アップを図っていただけるようお願いしたいと思います。

二つ目の質問といたしましては、参画率が昨年よりことし下がった理由、それとゼロの

ところがあるということをもう一度ご答弁いただきたいと思います。また、その手段、方策はどのように考えているのかということに対してのご答弁だけをいただきたいと思いません。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

市長公室長（塩田満夫君） 萩原議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

女性参画がゼロの審議会等のお話を先ほどさせていただきましたが、今年度で11あるというお話をさせていただきましたけれども、役職で審議会の委員が構成されるのが幾つかございます。いわゆる充て職ですね。そういった関係で、例えば国民保護協議会、これ34名の委員がおりますけれども、この委員はすべて役職で選出をしております。そういった関係でゼロになってしまうということで、そのほか防災会議ですとか、これらも30名の委員がおりますが、ゼロになってしまうということで、幾つかそういう部分でどうしても参画がいただけないということになっているところがございます。

それから、率が下がった部分でございますが、これは率の下がった部分といたしましては、合併をいたしまして審議会を構成した人員を、各市町から委員さんに参加をいただいて、旧市町の割合を見ながら編成したわけでございますが、新市となって3年目ということになりますので、そういったことで委員の定数を少なくしているというのが最も大きな部分としてございます。それから、委員会等がなくなったという部分もありまして、全体では、昨年の委員総数が832名に対しまして、ことしの委員総数が700人ということがございまして、そういう率が下がった原因となっております。

防災会議ですとか、それから先ほども申しあげました国民保護協議会、これについては存続しておりますので、そういった関係で相当率を下げているということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長。

産業経済部長（青木 繁君） 関連の中で、観光行政と女性の観光客の視点でご質問をいただきました。

笠間の観光、いろいろなキーワードございますけれども、やはり何といたっても里山があって、首都圏から近いという中で、芸術文化都市という大きなキャッチフレーズの中で動いております。そういう中では、やはり若い人は少ないと思います、観光客の中で、女性の。そういう中では、やはりそういう視点から見ても、ターゲットを絞りながら、食とか宿泊とか非常に弱い部分を持ち合わせておりますので、そういったことを含めて、重点的に現在いろいろと進めているところでございます。

観光振興基本計画におきましても、今、策定されたところでございますけれども、そういうことを含めて、十分その辺も視野に入れながら、今後積極的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 13番萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございます。

産業経済部長にまでご答弁をいただきまして、力強いご答弁だったように私はお受けしますので、これからより一層女性に対しての門戸を開いていただきたいと思いますと思っております。

質問の中で、下がった理由なんですけれども、委員の定数が少なくなったから女性が下がったということは、ちょっと納得できないですね。女性も男性も、理屈とすれば一緒に下がるならわかりますけれども、女性がその中で下がっているということは、やはり女性というものに対しての視点が薄れているのではないかなと思っております。

充て職の方がいるのでゼロだというんですけれども、男女共同参画社会基本法というのは国が定めているんですから、そういった充て職から一般も入れるような方策をとっていかないと、女性の率アップには絶対つながらないですよ。

特に私たちこういった身近な地方自治は、生活の面、子ども、教育支援の問題、そして高齢者の介護支援ですか、福祉の問題、すべて女性が毎日の生活の中で携わっているわけですから、そういった女性の意見をなくして、住みよい笠間市なんてあり得ないですよ。ぜひ各担当の部長さん、自分のところの委員会、審議会の委員さんを選出するときは、ぜひ女性というものを頭に入れて、仕事を忠実に私はやっていただきたいと思います。

特に感染症対策会議というのがあるんですね。これも多分、お医者さん初め、充て職の方が多いのかなという感じが見受けられますけれども、ここがゼロなんですよね、女性が。毎日私たちは、家族というものを食の面から衛生の面から支えているわけですよ。そういうのに女性の意見が取り入れられてないということに対して、本当に私は不信感を持っております。ぜひ各部長さん方、ご自分のところの委員会なりをもう一度考えていただきたいと思います。

日本は、昔から、長い歴史の中で、男は外、女は内という歴史を歩んできたということで、今回、基本法ができたからといって、短時間のうちに女性が男性と一緒にすべてやっていこうということにはならないことは、私も重々わかっております。

そういうことを踏まえまして、最後になりますけれども、笠間市を背負う市長としてのご所見をお伺いできればと思います。

そして、各委員会、審議会の選出された委員が必ずや市長決裁をいただくようにして、その決裁の際に市長さんがそこで参画率アップの後押しをしていただければ、速やかにそのアップが進むんじゃないかなと私は思っておりますので、ぜひそういう点についてもご所見をいただければと思います。

一日も早く女性の政策方針実現決定過程への参画が進みまして、男女がともにつくる社会実現のために、男女共同参画を円滑かつ効果的に、より一層の推進を執行部の皆様方に

お願いして、私の一般質問といたします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 萩原議員の質問にお答えをしたいと思います。

男女共同参画の推進については、市としましても、先ほど来ありますように計画書を策定して、女性団体初め、関係団体の協力を得ながら、今、推進をしているところでございまして、この方針どおり、しっかりと推進をしまいたいなと思っております。

男は外、女は内という時代はもう遠い過去のことであって、今は全くそういうことはないとは私は認識をしながら仕事をしております。

幾つかいろいろお話がございましたが、人事の件に関しましては、絶対数が、職員の比率が男が7割、女性が3割と、そういう比率の違いが影響しているところもございます。ただ、男女限らず、管理職になるには管理職の能力というものが求められますので、それは男女関係なく、能力のある者がしっかりと管理職につくということが私は基本だと思っております。

それと、研修につきましては、これもまた男女かかわりなく研修には積極的に参加をさせております。今後とも、そういう研修については、男女かかわりなく、それぞれの担当部でそれぞれの分野に積極的に参加をさせていきたいなと思っております。

それと、審議会の中での女性の数でございますが、19年度と比較して20年度が1%ちょっと下がったというのは事実でございます。ただ、私としては、この女性の参画がゼロの委員会をなくしていきたいなと思っております。それと、計画書にもありますように、30%という目標達成に向けて取り組みをしていきたいなと思っております。

ただ、審議会はそれぞれ内容が違いますので、それぞれの分野に精通している方とか、知識を有する方とか、そういう方を選んでいくと、場合によっては女性が少なくなってしまうということもあります。

今の審議会の状況を見ますと、例えば図書館協議会とか、障害児就学指導委員会とか、介護認定審査委員会とか、こういうところは非常に女性の比率が高いです。もう一方で、逆に女性の比率が少ない審議会もございます。もちろんゼロも含めて。その辺は少しでも平均的になるような形にしていければなと思っております。

それと、この審議会の位置づけなんです、農業委員会も審議会の一つに位置づけされております。ただ、農業委員会の場合は、数が36名いるんですが、これは我々で選ぶというよりも選挙で選ばれる委員会でございますので、その辺が全体の率をちょっと下げているということもありますので、その点をご理解をいただきたいなと思っております。

いずれにせよ、議員おっしゃるように、しっかりと男女共同参画を推進しながら、行政の中でも、女性に配慮したというか、市民に理解できるような推進をしっかりとまいりたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君が着席いたしました。

13番萩原瑞子君の質問を終わります。

次に、1番小磯節子君の発言を許可いたします。

1番（小磯節子君） 1番小磯節子です。

さきに通告いたしました一般質問をさせていただきます。

救急体制について質問させていただきますけれども、先ごろ東京都において、妊産婦が幾つかの病院で受け入れを拒否され死亡する事例がありました。このようなメディアの報道を目の当たりにすると、妊産婦に限らず、一般住民にとっては、自分の地域は大丈夫だろうかという不安が増すばかりではないでしょうか。そこで、今回、笠間市の救急医療体制について質問をしたいと思います。

その1として、救急患者はどのような病院に多く搬送されているか。また、搬送する側の要望や問題点などはあるのでしょうか。

二つ目に、笠間市の救急出動回数は、他市町村と比較してどのような状況でしょうか。

三つ目に、救急隊搬送側と病院受け入れ側とのコミュニケーションや連携はどのように行われているのでしょうか。

四つ目に、年代別、子どもや高齢者などに分けた場合の救急搬送の割合はどのような状況でしょうか。

以上4点です。

二つ目に、民生委員と消防の連携について質問させていただきます。

日ごろ民生委員の方々の活動には感謝しているところです。今回の質問は、民生委員の活動の一環として、消防と協力して何かできないかと考えたわけです。例えばひとり暮らしの高齢者などに対して、民生委員を介して救急車の要請方法などの指導を行えば、市民にとり、消防にとりとも利益になるのではないかなと思っております。

そういう中で、地域の民生委員と消防の救急医療体制との連携はどのように考えているか、そのことについてお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 消防次長植木敏夫君。

〔消防次長 植木敏夫君登壇〕

消防次長（植木敏夫君） 1番小磯議員の質問にお答えいたします。

救急患者はどのような病院に多く搬送されているか、また搬送する側からの要望や問題点などはあるかとのことですが、平成19年中救急出動2,884件、搬送人員2,721人、これらの救急患者の救急搬送状況としまして、全体の58.9%を県立中央病院に、その他笠間市内の病・医院に14.8%、水戸市管内の病・医院に16.9%、県北方面に0.5%、県南方面に4.8%、県西方面に3.9%、県外に0.1%搬送しております。

笠間市における救急搬送件数は年々増加しており、今後、高齢化の進展や共働き家庭の増加、核家族化の進展など社会情勢の変化に伴い、救急需要がますます増加することは必至であります。このような現状において、救急車を利用する患者の過半数は、入院の必要のない軽症患者であります。笠間市に限らず、全国的に見ますと、不要不急にもかかわらずタクシーがわりのように救急車を利用する人や、救急車ならすぐ診てもらえるなど安易に救急車を呼ぶ人がふえており、これら軽症患者の80%以上が二次、三次医療機関に搬送されております。

これらのことから、実際に緊急対応が必要な人への救急医療に支障を来す状況にあります。同時に、産科や小児科など特定の診療科の縮小、廃止が出てきており、救急患者を受け入れられない病院がふえております。これらの現状に際し、県に、一次、二次、三次、特定診療科である小児、周産期、特に生命に危険のある疾病に対する救急医療体制の充実等を医療対策会議等を通じ改善を求めますとともに、市民に救急車の適正利用について広報し、救急講習会を通じ、広く呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、笠間市の救急出動回数は他市町村と比較してどのような状況かとのことですが、県内の人口8万人前後の3市等を対比し調査しました結果、平成19年中における救急出動件数は、笠間市が2,884件に対しまして、石岡市3,075件、龍ヶ崎市2,928件、牛久市2,758件となっております。ほとんど変わりはありません。

次に、救急隊搬送側と病院受け入れ側とのコミュニケーションや連携はどのように行われているかとのことですが、当市にとり最も収容率の高い県立中央病院に関しましては、平成11年来、医師、看護師、救急隊を対象に勉強会を定期的に、現在は2カ月に1回実施しており、今年度も既に5回実施をいたしました。また、昨年度は県立中央病院と救急フェスティバルを開催し、大地震等による多数の傷病者が発生したことを想定した訓練、あるいは一般市民に対する応急手当スタンプラリーなどを実施し、多数の市民にお越しいただきました。

また、県立中央病院には、救急救命士の実習等も積極的に受け入れをいただいている状況で、医師、看護師、救急隊の院内処置連携を常日ごろより行っているところであります。

また、年代別、子どもや高齢者などに分けた場合、救急搬送の割合はどのような状況かということですが、平成19年中における救急搬送人員2,721人を年代別に分けますと、成人、18歳以上65歳未満でございますが、45.4%で最も多く、続いて老人が44.2%、少年4.5%、乳幼児及び新生児5.9%の状況でありました。

以上であります。

議長（石崎勝三君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 1番小磯議員のご質問にお答えします。

国は、平成16年7月、福井県での梅雨前線豪雨による災害時要援護者の犠牲を踏まえまして、災害時要援護者の避難支援ガイドラインを示しており、避難支援対策の推進が求められております。

民生委員としては、災害時一人も見逃さない運動として、災害時要援護者の名簿及びマップの作成を昨年岩間地区で行い、ことしは笠間地区、友部地区で作成しているところでございます。名簿及びマップは、福祉ばかりでなく、総合防災計画に基づき地域防災活動に活用し、災害時において、行政、消防、自主防災組織などの地域住民との連携、協力を図ってまいりたいと考えております。

また、消防の救急医療体制との連携でございますが、民生委員は日常的に要援護者の見回り活動支援を行うなど、地域におけるパイプ役的な役割を担っていただいております、ひとり暮らし高齢者に対しての情報を持っております。

緊急通報システムを設置する場合、ケアチームを作成し、協力員や民生委員の氏名、電話番号を消防署に登録し、通報があれば訪問をお願いしております。今後も、消防や社会福祉協議会、自主防災組織と協議の場を設け、より一層連携を図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 1番小磯節子君。

1番（小磯節子君） いろいろとやっていることを説明いただきまして、本当に納得はいきます。しかし、中央病院に搬送されているというのが58.9%、これは身近な大きい病院を利用しているのは、皆さん近くて、またすばらしい病院だということで大変助かっているんじゃないかなと思っております。しかしながら、適切でない患者を、また断り方とか、そういうことがあると思います。今、本当にこれは適切じゃないなという救急出動にもかかわらず出動しているということ、これからはそういうことを説明してとか、お話しできればいいかなと思っております。

3番の件では、救急隊とのコミュニケーションを持っているということですので、こういうことは救急隊のレベルアップにつながると思いますので、どうぞスキルアップのためにこれからも頑張っていただきたいなと思っております。

また、年代別に分けては、本当にこれからは少子高齢化の時代で、2番の民生委員と兼ね合いますけれども、そういうところから救急搬送の場合などにこれから大変な時期が来るのではないかなと思っております。笠間市においては何台の救急車があるか、そういうこともきちんとお知らせできればいいなと思っております。

民生委員に関しては、マップづくりですが、これは災害時に一人も見逃さないということで岩間の方でつくられましたが、それが残念ながら少し活用されていないということで、これからはそれに備えて、大きな笠間市となって、笠間、友部と今からつくっているんだというお話がありましたけれども、そういう中で地域の消防の皆さんと連携をとるのにも、

個人情報云々ということもあろうかと思えますけれども、そういう中で消防の皆さんと民生委員の連携ですね。その辺は役所としてはどのようにこれからマップづくりの中で生かされていくのかなということも聞いてみたいと思えますので、その辺をよろしく願いたいと思います。

議長（石崎勝三君） 消防次長植木敏夫君。

消防次長（植木敏夫君） 小磯議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、軽症患者に対してどのような形で対応しているのかということでございますが、軽症、余りにも軽症、救急車をタクシーがわりに利用している方、これは年間の搬送人員2,721人のうちほんのわずか、利用する方は限られているんですが、3、4名の方が利用するように見受けられます。そんなときは、私どもは、必ず通報受けますと、そのお家の方には出向くようにしております。そのとき、細かい話になるんですが、下腹が痛いぐらいだとか、もしくは目まいとか、そういった本当に見ただけでは何ともないような状況ではあるんですが、運ぶようにはしております。

ただ、救急隊にとりまして一番怖いのは、アンダートリアージと申しまして、患者さんを軽く見てしまうというような状況を一番危惧するものですから、そういったことを十分注意しながら、またそういった方は福祉関係をご利用なさる方が多分に多い関係もございまして、そういった担当課の方にお伺いをしていただきまして、以後そういったことがないように市役所の担当部の方に対応していただいているところでございます。

また、救急車の台数ということでございますが、審議会がございまして、笠間市の場合、非常用救急車を含めまして6台の救急車にて対応しているところでございます。今後も、こういった住民理解のもと、このような台数を保っていければと考えております。

以上であります。

議長（石崎勝三君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 再度の質問にお答えいたします。

まず、最初に、岩間地区でマップができていないという部分でございますが、これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、友部、笠間地区におきましてマップづくりをしている状況でございます。そのような中で、ひとり暮らし、あるいは身体障害者の方々に対しまして、現在、個人情報保護の関係で同意書の取りまとめをしているところでございます。それら同意書の取りまとめができますと、台帳ができ、さらには関係機関との訓練等々もできるのかなと思えます。

いずれにしましても、その同意書の取りまとめができない中では、公表することもできませんので、それらの準備の方を先行してやっていきたいと思っております。

それと、先ほどの緊急通報システムでございますが、市内には546台設置されてございます。これらにつきましては、ペンダント式といいまして首から下げる部分と、受話器でボタンを押す装置がございます。

ちょっと長くなるんですが、ペンダント方式ですと、庭先にいても、そのペンダントでぶら下げているものを押せば消防の通信指令室に入ると。入った時点で、その登録されている方には、民生委員の住所、氏名、電話番号、それと近隣の方の協力員の住所、氏名、電話番号がございます。まず、消防署に入った場合には、その近くの協力員の方に電話をして確認をしていただく。その入った時点で、消防の方では救急あるいは消防自動車が出動しているという状況で、民生委員の方にはそういう大変な仕事もお願いしているという状況でございます。

今後どのようにするのかということですが、それらにつきましては、先ほど申し上げました行政消防、あるいは自主防災組織ですか、それとか社会福祉協議会、それらとも十分会議をしながら詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 1番小磯節子君。

1番（小磯節子君） いろいろとすばらしいことを述べていただきましたけれども、まさに私冒頭に言いましたように、東京で妊産婦の方が亡くなったということ、これも被害者になった夫の方が、私、テレビで見たんですけれども、文明の利器であって何でこういうふうになってしまったんだというような残念な言葉を被害者の夫として言われましたけれども、今いろいろと説明は聞きましたけれども、まさにそのとおり万全を期しているような状況、お話ですよ。それを信用して、これからは消防の緊急体制にしても、民生委員の方、福祉の方におきましても、本当に大変な少子高齢化時代を迎えますので、マニュアルと現実には相当差が出ると思えますけれども、多分に万全を期しているということですので、これからは消防の緊急体制の皆さんにおきましても、どうぞ健康には十分留意されて、また皆さんのために頑張ってくださいなと思っております。

そういうことで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 1番小磯節子の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前10時49分休憩

午前11時05分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番石田安夫君の発言を許可いたします。

2番（石田安夫君） 2番、通告いたしました順に従いまして一般質問を行います。

内容が短いので、二つに分けたいと思います。

市営住宅駐車場について、1、現状どのように管理しているのか、2、市営住宅によっては駐車場不足があると聞いている、改善すべき考えはあるのかということなんですが、1の方を1回目の質問にいたしたいと思います。

初めに、市営住宅駐車場について伺います。

市営住宅は、建物が古いところや新しいところ、買い物に便利なところ、不便なところ、また市営住宅によっては家族構成が若い方が多いところや年配の方が多いところなどさまざま、その地域の現状によって市営住宅の駐車場が多く必要なところなどございます。

そこで伺います。

市営住宅の駐車場は現状はどのように管理をしているのか。

1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、石田議員の市営住宅の駐車場につきましてのご質問にお答えをしたいと思います。

現在、笠間市が管理しております市営住宅は、全体で13の団地がございまして、全体戸数にいたしますと355戸でございます。

市営住宅の現状でございますけれども、自家用車を所有する入居者につきましては、隣接地の民間駐車場などを利用しておりましたけれども、昭和54年度以降建築をいたしました住宅につきましては、入居者の自家用車の保有台数もふえたということもございまして、1世帯に1台の駐車場を整備をいたしております。そういう中でございますので、13団地のうち7団地についてだけでございますけれども、駐車場整備をされておまして、190台分の駐車場が整備されたということでございます。すなわち355戸のうちの190世帯分の駐車台数が確保されている、そういったことで現在管理を行っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 2番石田安夫君。

2番（石田安夫君） 答弁ありがとうございました。

僕も、実際、全部の住宅の状態というのははっきりわかっております。ほとんどの市営住宅の駐車場はほとんどが道路が行きどまりで、敷地内でうまくおさまっているという、無理におさまっているという状態なんですけれども、市営住宅によっては、駐車場が敷地内におさまらないで、あふれちゃって、ちょっと危険じゃないかというところがございませぬ。そういうところも含めて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

なぜそういうことを言うかということ、敷地内に行きどまりで普通の市道が通ってなければ、ある程度は区とか地域の話し合いなどを行って、左側に寄せてとめようとか、そういう工夫しているところもございませぬ。そういうこともわかっているんですが、ある1カ所だけ、名前を言うと福原住宅が、現実に市道が通っていて、県営住宅があつて、市営住宅があつて、市営住宅が道路を挟んであるような状態で、夜など行くと、普通の市道というか、その両サイドに車がとまっているという状態なので、また昼間はお子さんが、ごく新

しい住宅なので、公園もないような状態なので、道路で遊んじゃうという状態なんだというご意見をその地域の方から受けまして、そこをどうにか改善できないのかなという相談がございました。それを、できれば道路ではなくて、その近所に土地を借りるか買うか、それはいろいろ暫定的にこういうふうにしていくということもございますので、その辺を答弁をしていただきたい。

また、先ほども言いましたが、夜などは両方いっぱいになっていて、真っ暗で、ちょっと坂道になっているような状態なので、本当に危険なので、その辺も考慮して答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） 2回目の石田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、一般的な市営住宅の関係でございますけれども、先ほど申しましたように、台数としては190台分が確保されているということでございます。そのほか54年度以前の建物につきましては、平屋建ての建物でかなり老朽化をしている建物でございます。古い建物につきましては昭和45年ごろに建築をした建物ということで、かなりの年数、40年以上たっているかと思えますけれども、そういった建物でございまして、住宅の今後の計画としましては、古い建物につきましては取り壊しというのも考えながら、これからの住宅施策を考えていく必要があるのかなと考えているわけでございます。

したがいまして、市営住宅の駐車場につきましては、1世帯1台ということで納得をいただいで入居いただいでいるわけでございますので、基本的には駐車場の増設ということは考えていないわけでございます。

ただ、今、石田議員言われましたように、福原住宅につきましてはでございますけれども、これは当時住宅供給公社と茨城県と笠間市で合わせましてプロバンス笠間ということで、あそこを一つの住宅団地にしようということでやったわけでございます。そういう中で、県営、市営住宅につきましてはある程度建築をしましたが、プロバンス笠間、いわゆる住宅供給公社の方が現在建築を見合わせているという状況になっております。

そういう当時の協議の中では、集会所をつくってほしいということで、この集会所についてはつくるということで、県の住宅供給公社、茨城県の方と確約をしておりますので、これについてはできてまいりますので、あそこに全部で90世帯ぐらいが現在入っているわけなんですけれども、この方々のコミュニケーションの場というのはできるかというふうに考えているわけでございます。

笠間市におきましても、4棟あそこに建てまして市営住宅をやるわけだったんですけれども、現在2棟を建てておりまして、まだ残りの2棟につきましては現在休止しているような状況でございます。

住宅施策につきましても、今後、民間活用とかいろいろなことでもう1回見直しをしな

きゃならないという状況になってまいりますので、今、2棟でとまっているわけでございますけれども、建設予定地はございます。したがって、その予定地の有効活用を図るということで、暫定駐車場をしてはどうかということで、現在造成をしているところでございます。

あくまで暫定ということでございますので、当然有料でお貸しをするような形になるかと思っておりますけれども、今後につきましては、その行政財産使用条例、そういったものに基づきまして入居者と契約を取り交わして利用していただくと、そういうことも考えているところでございます。

いずれにしましても、現在、車の台数が福原に限りましては1世帯1.7台、2台近く持っているという状況でございますので、なかなかそれに対応するということは市の住宅施策の中では難しい状況でありますので、その辺については、1世帯1台という基本的な考え方というのは、変わりなく今後もやっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 2番石田安夫君。

2番（石田安夫君） 一応、暫定でつくっていくという話だったんですが、料金の話がちょっとございましたが、もしその料金が幾らになるかわかれば、今答えられれば答えていただきたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） 料金につきましては、笠間市の行政財産の使用条例の中で、計算式といいますが、基準がございまして、やることになると思っておりますけれども、現在、県営の住宅で有料でお貸しをしている分が2,300円でお貸しをしているようでございます。そういったものとのバランスも当然考えながら、市の条例と照らし合わせながら調整をしてみたいということでございますけれども、県営の2,300円というのは、ある程度の基準として考えていかなければならないなと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 2番石田安夫君の質問を終わります。

10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） 10番石松でございます。

議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、通告の1件目は教育行政についてであります。

私は、教育行政に関する幾つかの問題をこれまでの一般質問でも取り上げてまいりましたが、今回は、それらが改善されたのかどうか。改善されていないとすれば、どこに問題があるのかを明らかにするために、教育行政に関して次の4点にわたって質問をさせていただきます。

1点目は、学校施設の耐震化と統廃合についてであります。

昭和56年以前に建てられた小中学校の39棟については、既に耐震診断が終わっておりますが、幼稚園の5棟についてはいつ耐震診断が行われるのか。そのほかに学校給食施設やプール、武道場などの体育施設については耐震診断を行わないのか。それとも必要がないのかどうか、お伺いをいたします。

あわせて、友部中学校及び岩間中学校以外の耐震度が不足する学校施設については、いつごろ耐震化事業を実施する予定なのか、教えていただきたいと思っております。

県では、4月に、急激な少子化の進行に伴う各市町村の小中学校に対する適正配置のための指針「公立小中学校の適正規模について」を策定しております。

笠間市では、小学校14校中6校、中学校7校中3校が、この指針の基準を満たしていないことが明らかにされております。市としては、これまでの学区に縛られることなく、合併に伴った幅広い視野に立つとともに、将来の児童生徒数の推移や、子どもたちにとって充実した教育環境のあり方としての視点を加えた新たな適正配置について検討する必要があるという考え方を示されておりますが、学校耐震化事業とあわせて計画的に進めていくべきではないかと思っておりますが、今後どのように進めていかれるのか、予定をお尋ねをいたします。

2点目は、今年度の全国学力テストの結果についてです。

県の平均正答率は、小学校と中学校、おのおの8分野中4分野で全国平均を上回りました。これは昨年の2分野から倍増しております。昨年度は、特に算数Aが全国を2.1ポイント下回り、全国45位と低迷しました。その結果を受けて、県教育委員会は、学校改善支援プランを全小中学校に配布し、算数の指導主事を派遣して授業改善に取り組むなど、算数を中心に指導を強化し、その結果、小学校では算数Aの順位が45位から29位に、中学校では数学Aが37位から22位に順位を上げています。

同時に行われた生活習慣などを聞くアンケートでは、海、山、湖、川などで遊んだことがありますか等の設問に、何度もあったが44.9%と全国平均を下回り、ふだん1日当たりどれぐらいの時間テレビゲームをしていますかとの質問には、1時間以上との回答が全国平均を上回って51.4%の過半数になっていることが問題点ではないかと指摘をされております。

そこで、今年度の笠間市の結果はどうだったのでしょうか。昨年に比べた特徴点と成果、明らかになった課題についてお聞かせをください。

また、県教委から全国学力テストの市町村別結果について公表を前向きに検討するよう文書で依頼されていると思っておりますが、市教育委員会としての結果公表に対する考え方もあわせてお聞かせください。

3点目は、教職員の労働時間等の実態調査と、笠間市立小中学校、幼稚園教職員安全衛生管理規程の策定に関して伺います。

教職員の労働時間の実態調査については、今後いつの時期にどのような項目で調査する

のが適切かなど、校長会や教職員の方々と研究して実施する方向で検討していきたいというご答弁を3月の定例会でいただいておりますが、その後の検討状況について教えてください。

また、安全衛生管理規程についても、保健主事や校医などの存在を考慮しながら、屋上屋にならないように、笠間市独自の教職員に係る安全衛生管理規程を検討していきたいというご答弁でしたが、これもその後の検討状況をお教えください。

4点目は、学校図書館の整備状況についてです。

平成20年度の学校図書館図書に対する地方交付税措置額と比較した学校図書館購入費はどのようになっているのでしょうか。また、図書館の蔵書数が国の学校図書館図書標準に満たなかった小中学校の改善状況、そして一部の学校で行われている学校図書費の保護者負担は解消されたのかどうか、お伺いをします。

次に、通告2件目の質問に移ります。

去る10月30日厚生労働省は、国保税の滞納により資格証明書を発行している数が33万世帯になっているという調査結果を明らかにしています。そして、保険証がない子どもが3万3,000人に上っていることもわかりました。資格証明書が発行されると、医療費の患者負担が全額となります。笠間市では、資格証明書を発行された225人のうち、医療を受けた人はわずか5人でありました。とりわけ学校に行く子どもの場合は、教育上からも心身にはかり知れない影響を与えます。修学旅行、スポーツ少年団、部活動の宿泊などでは、保険証のコピーの提出が子どもに求められます。笠間市では、資格証明書を受けている小中学生がことしの4月1日現在で12名いると聞いておりますが、学校ではそうした子どもたちへの配慮が行われているのかどうか、お尋ねをいたします。

また、中学生以下の子どもへの資格証明書の発行をやめて、短期保険証への切りかえの質問を通告しておりますが、通告後に社民党、民主党、国民新党の3党が提出しました18歳未満に保険証を一律交付する救済法案の与野党修正協議が成立し、無保険状態になっている中学生以下の子どもたちに短期保険証を一律に交付することで合意しております。国会で法案が成立する見込みとなりましたので、この質問については取り下げをさせていただきます。

最後に、通告3点目の質問として、市立病院改革プランの策定状況についてお伺いをいたします。

これも6月の定例会で、経営診断や市民アンケート、また市立病院の患者アンケートなどを市長公室と保健衛生部において実施し、その後関係機関との協議を図りながら進めていく、3月までに県の保健医療計画やあり方検討委員会の提言を基本として、笠間市の地域医療の視点を考慮した上で今後の方向性を出していくとご答弁をいただいております。

今定例会初日の2日に、市民アンケートの結果は私ども議員に配付されましたが、既に12月を迎えております。市民アンケート及び患者アンケートや経営診断の結果から言える

こと、そして関係機関との協議がどこまで進んでいるのか、ご報告をしてください。

また、急性期病院として、在宅医療の後方支援病院、県立中央病院や笠間医師会を中心とする市内医療機関と連携して高齢者医療のキーステーション的な機能を担うことで、総務省の公立病院改革ガイドラインとの整合性が図れるというご答弁もいただいておりますが、そのためには1名不足している医師を早急に確保すること、訪問診療や中央病院からの患者受け入れ体制の整備、職員の研修体制の充実など、改革プランの検討事項とは別にすぐに対処が求められている問題があるかと思いますが、それらの対応についてはどのようになっているのか、お聞かせをください。

以上、よろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 10番石松議員の教育行政についてのご質問から、私の方からは全国学力テストの結果についてお答えいたします。

初めに、今年度の全国学力・学習状況調査の結果と昨年度を比べた特徴点でございますが、小学校では、国語、算数ともに、興味・関心に関する問題では、昨年同様全国平均を上回っております。国語の話すこと、聞くことの問題は、本年度は全国平均を上回りましたが、読むこと、書くことの問題は本年度も全国平均をやや下回っております。算数の数量関係の問題は全国平均を下回っておりますが、その差は縮まっております。

中学校では、国語は、昨年と同様にどの領域も全国平均とほぼ同じか、上回っております。数学は、興味・関心に関する問題では昨年と同様に全国平均を上回っております。図形の問題はほぼ同じで、数量関係の問題ではやや下回っておりますが、ともに昨年に比べて全国平均に大きく近づいております。

児童生徒のアンケートの結果からは、笠間市の小中学生は、全国に比べて早寝早起きの傾向にあります。小学校では家の手伝いや朝食を家族と一緒に食べる割合が高く、中学校では家で学校の出来事を話す割合が全国よりも高い傾向にあります。しかしながら、小中学生ともに、テレビを見たり、テレビゲームをしたりする時間が長い傾向にあります。また、中学校では宿題をする割合が全国よりも低い傾向にあります。

このような結果から、このテストの成果と考えられますことの一つに、教職員の学力向上に対する意識の変革が挙げられます。本市では、全国に比べて小中学校ともに地域の人材を活用した授業づくりや、保護者や地域の方に授業を公開するなど、開かれた学校づくりを積極的に進められていることや、昨年度市が策定した全国学力調査における笠間市の現状と課題及び授業改善プランにより、市の児童生徒の学力の状況がより明確になるとともに、各学校での指導の重点化が今まで以上に図られてまいりました。

課題もたくさんあります。例えば算数、数学の記述に関する問題において、7割程度の児童生徒ができていない状況があります。このことから、授業での発問や問いかけ、児童

生徒の発表の仕方などの指導に改善が必要ですし、書く力を高めていく必要があります。また、テレビやゲームの時間を減らし、家庭学習の時間を多くとるようになるための家庭への働きかけも、大きな課題であると考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の結果の公表についてでございますが、教育委員会としては、今年度は、市町村、それから学校が比較されるような結果の公表はしないことを決定いたしました。

しかし、ただいまお答えしましたような事柄につきましては、市民の皆様にはわかりやすい形で、教育委員会のホームページ等で公開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） それでは、石松議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

初めに、耐震診断の必要性と、笠間市内における教育施設の中で緊急に改善、改築をしなくちゃならない校舎等についての考え方というか、それを初めに述べさせていただきます。

耐震診断のところで、Is値ということで構造耐震指標ということがありますけれども、緊急に改修または改築をしなくちゃならないというのは、診断の結果0.3以下の場合には必要となるわけですが、笠間市におきましては、教育施設の中で0.3以下のものについては、今やっております笠間小学校、そちらの方で耐震診断を実施しておりますので、それ以前の岩間中学校、友部中学校を除きまして該当する施設はございませんので、今回、0.3以上0.7未満ということで、改築とか耐震補強の必要がある施設が何棟かあるということでございますので、その点ご了解願いたいと思えます。

それでは、最初に、小中学校の耐震化と統廃合についての中での1番目の幼稚園5棟についての内容でございますけれども、公立幼稚園施設の耐震改修状況調査の中で、耐震度優先度調査を実施した棟は、耐震診断を実施したとして取り扱うという取り決めになっていますことから、平成18年度小中学校施設と合わせて耐震診断、耐震化優先度調査を実施しておりますので、幼稚園についても診断は実施済みというふうに取り扱っております。

2番目の学校給食施設やプールにつきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律で定められている昭和56年以前に建築された学校や体育館などの特定建築物に該当しないため、耐震診断の努力義務の対象ではないと判断しております。

しかしながら、給食施設は安全な学校給食の提供、また学校プールは災害時等の防火水槽あるいは給水施設という防災機能施設として必要であるものと考えております。また、岩間地区並びに友部中学校の武道館につきましては、新耐震基準施設、昭和56年以後の建築でございますので耐震性は確保されていると判断し、現段階においては耐震診断の計画

はございません。

昭和46年に建築されました笠間市民体育館については、耐震診断を実施していきたいと考えております。

昭和51年に建築された笠間武道館につきましては、平屋面積550.3平米でありますので、耐震診断努力義務2,000平米以上の範囲ではありませんけれども、市民の方々の要望にこたえるということから、財政事情等により今後耐震診断をするべきであるかどうかということについて検討してまいりたいと考えております。

その他の学校施設等の耐震化事業実施につきましては、笠間市公立学校施設整備事業計画に基づきまして順次進められるよう努力してまいりたいと考えております。

市の小中学校の適正規模等学校耐震化事業の検討でございますが、これまで学校は、地理的条件や歴史的な経緯、生活圏などにより廃止されてきましたが、これからは、本市といたしましても、これまでの学区に縛られることなく、合併に伴った幅広い視野に立ちまして、将来の児童生徒の推移や充実した教育環境のあり方としての視点を加えた新たな適正配置について検討する必要があると認識しているところでございます。

検討するに当たりましては、方法、スケジュールなどどのようなあり方がよいか、また具体的にはなっておりませんが、適正配置の検討を進める中で、笠間市公立学校施設整備事業計画、耐震化整備と照らし合わせて、計画的に推進できるよう平成21年度から検討委員会を立ち上げる計画となっているところでございます。

次に、笠間市での教職員の労働時間等の実態調査の実施についてのご質問でございますが、この調査につきましては、平成18年度に文部科学省が実施しているところであります。その中で、小中学校の教員の残業は、一月平均で34時間に上り、オーバーワークが指摘されております。また、県におきましても、本年度教職員の勤務実態調査を実施しておりますので、その調査結果を分析の上、平成21年1月にその対応策を示していただくことになっております。

笠間市におきましては、独自の実態調査は行わずに、文部科学省の調査結果及び県の示す対応策を踏まえて、教員の適正な勤務時間の管理を行ってまいりたいと考えております。

教職員の安全衛生管理規程につきましては、平成20年4月に笠間市立学校教職員安全衛生管理規程を策定して、教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めているところでございます。

次に、学校図書に対する地方交付税の基準財政需要額算入額と比較しての学校図書購入費についてですが、平成20年度は、小学校費で654万7,000円の基準財政需要額算入額に対しまして562万円の予算措置をしております。また、中学校におきましては580万6,000円の基準財政需要額算入額に対しまして229万円の予算措置をしているところでございます。

次に、学校図書館図書標準の達成につきましては、平成18年度の調査では、達成率100%未満の学校が小学校で7校、中学校で5校でしたが、平成19年度の調査では、小学校が

2校、中学校が5校となっており、改善が見られていると思っております。

今後につきましても、三つの市立図書館との連携を密にし、現在ある図書資料の有効利用を図りながら、限られた予算の中で児童生徒の読書環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校図書購入に対する保護者の負担につきましても、保護者の方々の自主的な働きかけ等により、昨年と同様実施されているところがございますけれども、1校につきましては、平成20年度より負担額を半額にしているとの報告を受けているところがございます。

次に、国民健康保険資格証明書発行の子どもたちについてということでございますけれども、学校活動におきまして保険証のコピーの提出を求める際の資格証明書発行を受けている子どもたちへの配慮についてということですが、平成20年度におきましては、資格証明書発行を受けている児童生徒は7名おります。各学校においては、保険証、資格証明書のコピーを担当が集める際には、各自が担任に直接手渡し、返却する際にも担任から児童生徒へ直接手渡しすることとしております。また、保険証、資格証明書のコピーを担当が預かることなく各児童生徒に保管させるなどして、個人情報漏れのないように配慮しているところがございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 市民アンケート及び患者アンケートや経営診断の結果から言えることのご質問でございますが、市民アンケートの結果からわかることは、笠間市民の皆様は、県立中央病院に対しての依存度が大変高いということと、市立病院に対しては在宅医療の支援や健康相談、予防などの総合的サービスへの期待が高く、かかりつけ医のような身近な医療機関として感じておられる方が多いということが言えます。

患者アンケートの結果からは、大部分の質問に対し、非常に満足、あるいは満足との回答を半数以上の方々からいただきましたが、施設面での設問では、トイレ、洗面所、ふる等の設備と診療面においては診療待ちの時間については普通との回答が最も多く、結果の中では、他の質問に比べて満足度は低いと考えられます。また、土曜日または日曜日もやってほしいという回答を約3割の方からいただいております。

次に、経営診断についてですが、結果報告については間もなく提出される予定でありますことから、中間状況の資料によれば、財務の状況は、平成17年度から平成19年度にかけての時系列分析では、医業収益が減少しているものの、医業費用がそれを上回って減少しているため良好な傾向を示し、経常損益も損失額が減少し改善が見られます。

しかしながら、医業収益の中で入院費用収益を外来収入が大きく上回り、外来に偏った構成となっております。また、医業収益に対する医業費用の割合が高く、その中でも薬剤

の院内処方を行っていることから材料費の割合が非常に高い状況となっております。診療状況では、入院患者が減少していることにより病床利用率が全国平均を大きく下回っております。

次に、関係機関との協議がどこまで進んでいるかとのことですが、現時点では市立病院改革プランの素案の取りまとめの段階であり、素案ができ次第、今後のスケジュールの中で地元医師会等と協議を行うこととなります。

関係機関との直接的な協議とは異なりますが、公立病院改革ガイドラインでは、改革プランの内容の中に、必須項目として、再編ネットワーク化に係る計画を示すことを求めています。これは二次保健医療圏内の公立病院等を県の保健医療計画に基づき地域完結型医療提供体制をより効率的、効果的に構築するため、再編あるいはネットワーク化するための計画を位置づけるという内容であり、複数の公立の病院等が関係することから、ガイドラインでは、県がその役割として、県内の公立病院等の再編ネットワーク化に関する計画を平成20年度内に策定し、その実現に向け主体的に参画することを求めています。

県は、これに対応し、ことし10月公立病院等の再編ネットワーク化検討会議を設置し、協議を開始したところでございます。

この会議は、県内の各保健医療圏内の公立病院等の院長により構成し、再編ネットワーク化等についての枠組みや可能性について検討を進めております。その後、この検討結果を受け、市立病院を含め、それぞれの公立病院等が具体的な協議を行うこととなります。関係機関との協議につきましては以上でございます。

次に、医師の確保についてでございますが、県において自治医科大学出身の医師の派遣を担当しております医療対策課にも増員をお願いしておりますが、医師不足は笠間市立病院ばかりの問題ではなく、県内の公立病院や公的病院でも医師免許取得後の研修の関係で大学等への医師の引き揚げ等により不足が生じております。当面、増員は難しいことではありますが、今後とも要請をしまいたいと思います。

また、全国の自治体病院で組織しております全国自治体病院協議会などに、以前より求人案内を出しておりますが、応募がありません。全国的な勤務医不足でもあり、確保することが容易ではありませんが、引き続き努力をしまいたいと思います。

次に、訪問診療患者や中央病院からの患者の受け入れ体制の整備でございますが、市立病院では、病状が安定して通院が困難な患者さんを対象に訪問診療を行っており、現在、55名の方に実施しております。これも患者については緊急時に病院に連絡をしていただき、診療が必要な場合には救急車などで来院していただき、入院が必要となった場合には入院できる体制となっております。

また、中央病院からの患者受け入れ体制でございますが、これまでは転院先が決まっている患者についてのみを受け入れておりましたが、市立病院には長期間入院できるような

療養病床がないため、転院先などが決まっていない患者については受け入れをお断りせざるを得ない状況でありました。入院患者が少ない状況でもあり、現在は転院先が決まっていない患者についても受け入れ、患者の家族などと相談しながら一緒になって転院先を探したり、在宅での療養を希望する患者については訪問診療を前提に、また終末期の患者さんについても受け入れる体制をとっております。

次に、職員の研修体制の充実でございますが、病院は安全で信頼されることが大変重要であり、それぞれの医療従事者は、医師会や看護協会等が行う各種研修会に昨年度は延べ約180人が参加し、研さんを重ねたり、また職種を問わずに病院に勤務する全員が参加する感染に対する勉強会や医療事故などの勉強会をそれぞれ年2回ほど勤務終了後に行い、病院全体として、地域に密着し、安全安心でより信頼される病院を目指しております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 質問の途中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

午前 11時49分休憩

午後 1時00分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 蛭澤幸一君が所用のため退席しました。

10番 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 1時間、間があきましたので、私の記憶の中に答弁の記憶がかなり薄れておりまして、どういう答弁をいただいたのかちょっと記憶が定かでない部分もあるので、再度同じことをお聞きするかもしれませんが、1時間休憩があったということでご容赦をお願いしたいと思います。

まず、全国学力テストの結果についてお伺いをしたわけですが、結果はよくわかりました。

これは大阪府知事橋下知事の教育委員会に対するニュースの報道もありましたし、私も茨城県の和田教育委員長が公表をするべきじゃないかというような積極的な姿勢を示されたというのも、かなり新聞で報道されております。

先ほど教育長の答弁でいきますと、成果はどこにあったかということ、学校教職員の学力向上に対する意識変革に役に立った、それから笠間市の指導教育プランですか、その中身の充実に役に立ったということをお聞かせんですけど、この成果をお聞きすると、別に学力テストじゃなくてもいいんじゃないかな。むしろこの全国学力テストをやらないと教職員の学力向上に対する意識の変革ができないのであれば、そっちの方が逆に私は問題じゃないかなと思うわけですね。

大阪府でもそうですし、それから和田教育委員長が提起していることもそうなんですけども、公表するか公開しないかという問題よりも、この学力テストの結果をどう教育環境

の改善だとか子どもたちの学力向上に結びつけていくのかと。それを図るためには、やはり公開をすべきじゃないかというのが橋下知事の意見でもあり、我が県でいえば和田教育委員長の意見ではないかなと私は思うわけですね。

そういう立場になって考えたときに、市町村や学校の比較ができるようなものは公表しないとおっしゃられたわけですが、和田教育委員長の言葉をかりて言うならば、一定の競争や比較対照というのがないと、お互いによりよくなっていこうという意識は生まれてこないんじゃないかということを鋭く新聞報道の中では指摘をされています。私はとてもここが大事なところじゃないかなと思うんですね。

比較ができないような形で市民にわかりやすい公表をするというのは、一体何の公表をするのかなというのが、私の率直な思うところであるわけですね。もしそういうことに役に立たないのであれば、何も60億円も使って全国学力テストをやる必要はないと思うんです。新聞報道等でいくと、連続悉皆調査はもう要らないんじゃないかと、抽出調査でいいんじゃないかと言っている新聞もかなりありました。

そういう意味でいうと、このような笠間市の学力テストの活用の仕方であれば、私は来年なんてやらなくてもいいんじゃないのかなと。十分日常のテストで、学校でやられていることで、やり切れることではないかなと。むしろ日常の学校でやっていることでやり切れないことの方が問題じゃないかなと思うんですね。

この中身、市民にわかりやすい形でというのはどういう形なのか。それから、これがどういうふうに、学力テストじゃなければならないという説得性を持った活用のされ方がされていくのかというところを、もう少しご答弁をきちんといきたいなと思います。

それから、学校の耐震化と統廃合の問題なんですけど、耐震化の問題については、私は地震防災対策特別措置法が改正されて、今後3年間に限り耐震補強工事の国庫補助率が2分の1から3分の2に引き上げられると。3年間に限られるので、このお金を使うのであれば、3年間の間に結論を出さなければいけないということで、どうなのかなというのが、この質問の背景に問題意識があったわけですが、ただ、Is値が0.3未満の学校がないということですから、この補助対象にならないというのは先ほど次長の方からもお聞きをしたんですけども、私どもの認識として、約1万棟と推計されている震度6以上の大規模地震で倒壊するような学校施設、学校等は笠間市内にはないんだと、そういう認識を持ってもいいのかどうか。ここ大事なところなので、確認をさせていただきたいということです。

それと、もう一つは、統廃合の検討については、私もよくわからないんですけども、これまでの学区に縛られることなく、合併に伴った幅広い視野に立つとともに、将来の児童生徒数の推移や子どもたちにとって充実した教育環境のあり方としての視点を加えた新たな適正配置について検討するということですね。これは答弁の言葉どおりなんですけれども、よくわからないんですよ。

県がつくった指針の中の基準に合わない、小学校2学級以上、中学校3学級以上に合わない学校がわかるわけですね。その学校について統廃合の検討をするのかしないのかということをおは明確にご答弁をいただきたい。そのことをおは聞きたいので、あいまいな言葉じゃなくて、県の指針に指摘されている小中学校について検討するのかしないのか、明確にご答弁をこの件についてはお願いしたいということです。

それから、学校図書整備の状況については、とてもおは答弁が残念で仕方ありません。私も、学校図書館整備計画をつくる必要があるということをお以前の一般質問で言ったところ、子どもの読書活動推進計画をつくりますからということでおは言われて、私も、そうですかというふうにお以前の質問の中で申し上げまして、笠間市子ども読書活動推進計画というのを詳しく読ませていただきました。

その読んだ結果も含めてなんですけれども、例えば地方交付税措置が、小学校で言えば19年度672万7,000円されていますよね。それが今の教育次長のおは答弁でいくと645万円に下がっていますね、20年度予算は。約30万円下がっています。ところが、実際に交付税措置は30万円下がっているのに、小学校に図書購入費として予算化されているのは、19年が625万5,000円、20年度が562万円、60万円も下がっているんですね。交付税は30万円しか下がってないのに、実際図書購入費に措置されているのが60万円下がっている。中学校に目をやってみますと、交付税措置が約8万円下がっています。しかし、中学校の図書購入費への予算化というのは60万円も下がっているというのが実情なんです。

こういう交付税措置に対する予算化の比較をしても、おは、到底、子どもの読書推進活動計画はつくられたんでしょうけれども、予算措置の数字上から見る限りにおいては、一生懸命学校図書整備にお金を費やしているというふうにはとても思えないですね。これは一体どういうことなのかなと思います。

それから、読書活動推進計画の中の、おは、特に興味を持って見たのは、小学校、中学校の校長先生、教諭の先生方のアンケートの結果を見たんです。そのアンケートの結果を見ると、大体言われているのは、司書教諭の先生が日常の学校の教育業務が忙しくてとても図書館の充実のために仕事なんか携わってられないよということが、異口同音に言われています。それから、もう一つは、図書館にある本が古い。これは資料センターとして活用するときには使えないんだということも、これも小中学校両方で言われているわけですね。それと、もう一つは図書館の設備が狭い、図書室が狭い。施設が古くなっているからきちんと本が置けない。これは言われていることじゃないですか。そうすると、学校図書の充実というのは、このアンケート結果からも求められているわけですね。

確かに、子どもの読書活動を推進するための計画の中の方策を見ると、学校図書館の充実というのは書かれているんですけど、じゃあ具体的にどうやって充実するのかというのがないんですよ。これ充実することを考えたら、おはやはり学校には図書館の司書をきちんと配置をするということと、それからせめて交付税措置されている分はちゃんと学校図

書費に回そうという、この二つのことぐらひはきちんと明確にしないと、私はこのアンケートにこたえる、あるいは笠間市でつくった子どもの読書活動推進計画を実現する内容にはなっていないんじゃないかなと思うんですね。この辺のご所見についてお伺いをしたいと思います。

それから、国民健康保険資格証明書の子どもの発行の問題についてなんですが、私は個人情報保護の面から質問を申し上げたわけではありません。子どもたちに対する、子どもの心身を健やかに育成させていかなきゃいけないというのは、児童福祉法で地方公共団体に課せられている責務なんですけれども、その視点から立ったときに、資格証明書しか親の事情でもらえてない子どもたちが、子どもの間でわかったときに子どもたちに精神的に与える影響は大きいでしょうということを私は言ったわけです。そのことを配慮しているのですかということをおっしゃるんですよ。

答弁お聞きしますと、配慮しているのかしてないのかよくわかりませんよ。先生が管理していても、でも直接児童に返しているわけでしょう。児童に返すということは、児童がそれぞれ自分で持っているわけですよ、裸のまま。そうすればお互いにい目にさらされるわけじゃないですか。そのときに子ども間に生じる感情的な問題だとか、そういうことに対する配慮というのは、私は欠けているんじゃないかなと思うんですが、そういう教育的配慮というのはどうなんでしょうか。この点についても、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、病院の改革プランについての質問なんですけれども、いまだに私は素案ができてないということはどうなのかなと思っているというのが一番の大きな問題意識です。

よく答弁の中でのみ込めなかったんですが、県が二次医療圏を対象にやっています公立病院再編ネットワーク会議の案ができてから、笠間市立病院の改革プランというのはできるんでしょうか。そういうことなのかどうか。ここの関係が私よく答弁から理解できなかったので、教えていただきたいと思います。

それから、アンケートの結果なんですけれども、中央病院に依存しているだとか、それから笠間の市立病院がかかりつけのお医者さんの形で利用されているというのは、別に患者アンケートをとらなくたってわかり切っていたことじゃないかなと、正直言って思うんですね。それから、経営診断のアンケートも、これまでの一般質問の議事録見てもらえばわかりますけれども、医療費収益は減少しているけれども、それ以上に医業費用が減っていると、つまり経営努力というのは一生懸命してきたということが経営診断の中で明らかになったと、これも私はこの間指摘してきたことなんです。こんなわかり切ったことがわかったってしょうがないじゃないですかというのが、率直な私の感想なんですけれども、そういうアンケート結果から一番言えることは、笠間市立病院ってどこにあるのというのを知らない人が結構多い。場所は知っているけれども病院へ行ったことがないという人も多い。それから、笠間市立病院がどういうことをやっているのかというのを知らない

人が多い。これが一番このアンケートの中の私の目から見て一番の特徴点じゃないかなと
思っているんですね。

全協の中でも申しあげましたけれども、検討委員会の中で指摘されている現状の笠間市
立病院のあり方ですね。急性期と在宅の後方支援的な機能を果たしているということ、
あるいは高齢者医療のキーステーション的な機能を担う、その可能性を持っているという
ことが検討委員会の中で言われているわけですが、そういう医業事業、医業体制に
なっていますよということをきちんと市民の皆様にお知らせをするということを抜きにし
て、私はアンケートをとっても意味がないんじゃないかなと思うんですね。

この検討委員会の検討結果を受けてとるべきアンケートであるならば、訪問診療とか在宅
医療の需要がどれだけあるのかというのをきちんとアンケートの中でつかめるような、
そういうアンケートにしていけないと、検討委員会の検討結果を真摯に受けとめた態度で
はないんじゃないかなというふうに思うわけです。

それから、きのうの一般質問の中でも在宅支援診療所の話が出ていました。この在宅支
援診療所の問題一つとっても、確かに届け出制ですから、市がその現状について把握して
いないというのは、それはそれでわかりますけれども、しかし、市立病院のあり方を考え
るならば、この在宅支援診療所のあり方について、きちんと私は把握をすべきじゃなか
ないかなと思うんですね。

病院で治療を完結することよりも、地域完結型の医療に変えていこうというのが厚生労
働省の方針です。そうすると、笠間の地域医療というのが考えられますよね。そうすると、
在宅支援診療所が足りないというのは、これは全国どこでもそうですけれども、それはわ
かり切っていることですよね。でも、何で在宅支援診療所が足りないかというのと、とて
もじゃないですけど、診療所だとお医者さん一人というのが大体一般的なんです。お医者
さん一人で、クリニックの診療をやりながら在宅支援なんてできない。だから、点数が多
い、いわゆるもうけですね。在宅診療やるともうけが多くなるという制度に変えられても、
とてじゃないけど、診療所の方がそれに対応できるような体制になってないというところ
に大きな問題があるんですね。この問題を克服していくためには、一つの診療所で在宅
支援をするんじゃなくて、幾つかの診療所がネットワーク化して、複数で在宅支援体制と
いうのをつくっていかなくちゃいけないんじゃないかということが、今、全国の中で言われ
ていることなんです。

そういうことを考えたときに、必要なのは急性期病棟を備えた大きい病院が必要だ
よね。それから、在宅支援診療所のネットワークをコーディネートする施設が必要にな
ってくるんですよ。そういう責任を果たすのは、私は行政じゃないかなと思うんです。
そういう責任を果たすべき施設になり得るのが、この市立病院じゃないかということな
んですよ。だから、検討委員会の中では急性期と在宅の後方支援ということが言われて
いますし、高齢者医療のキーステーション的な機能を担うということが言われているわ

けですよ。

この施設、こういう機能を担おうと思ったら、在宅支援診療所というのは、往診をする
と650点という点数が加算されるんですけども、うちの市立病院は往診したとしても、
在宅支援診療所じゃないから点数加算ないんですよ。訪問診療したって点数加算がない
んですよ。在宅支援診療所はあるんですよ。夜間訪問すれば1,000点の加算、深夜に訪問
すれば2,300点の加算がされる。うちの市立病院はされないんですよ。でも、訪問診療を
やらざるを得ないような状況にうちの市立病院は置かれているわけでしょう、笠間市の医
療環境の中で。

そういうことが議論されない、検討されないで、12月まで来ちゃった。そして、3月に
改革プランを出します。結局、地域医療のことだとか、在宅支援のこととか議論されない
で、そのまま指定管理者がいいのか、経営形態はどういうのがいいのかと、そういう結論
になっちゃうんじゃないんでしょうか。私はそういう結論の出し方というのはすべきじゃ
ないと思いますし、このままいっちゃったらそういう結論の出し方になっちゃうんじゃ
ないかなということ指摘をしたいわけですね。

そういう意味で、一体どこまでこの改革プランの検討がされているのか。今言った地域
医療の問題意識が、笠間市、特に担当部にはどういう問題意識があるのかということをも
う少し詳しくご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 石松議員の学力調査についての再質問について私の方からお答
えいたします。

今、学力調査の公表のあり方についてということでご意見をいただきました。この全国
学力調査ですが、今、全国的に公表すべきかどうかということが言われています。国の要
綱では、これは学校間が比較されるような公表はすべきではないと言っています。私ども
教育委員会で、基本的に公表しないという、いわゆる学校間が比較されるような公表の仕
方はしないというふうに決めたというのは、国の要綱がまずそうなっているからというこ
とが第1点でございます。

それから、もう一つ、この学力テストの内容ですが、国は言っていますが、学力テスト
といいますと、いかにも子どもたちのすべての学力の状況がわかるように誤解されていま
す。テストの内容も、きっと一般の方たちにはわかりにくいものになっていると思います。
10数問の問題の中で子どもたちの学力がすべてあらわれるわけではございません。先ほど
も書く問題が7割程度できなかったというお話がありましたが、その問題については1問
です。としますと、このことが子どもたちの学力の状況を全部示しているというふう
に受けとめない。そういう意味で、あともう一つ、本市の場合は10数名のクラスの子
どもたちもいますし、100名を超えるところ、そうすると、平均正答率で公表したところ、本当に

それが子どもたちの、それも教育上、それからまた保護者の思いとしても、それは正しいことであるかどうかという判断がございませう。

ただ、国の方の要綱がこれから変わってくるとか、そういうことであれば、また私ども教育委員会としても新たな考え方を持つ必要があるというふうに認識をしているところでございませう。

このテストですが、私が公表したいというのは、それぞれ全国がこのぐらいでした、笠間市ではこういう問題についてもうちょっと力を入れる必要があるとか、今、石松議員がおっしゃるように、そんなことならば全国でやる必要ないんじゃないかというお話もありました。

ただ、このテストの評価すべきところは、これまで必要だった一問一答であるとか、いわゆる計算の問題だとか、要するに一つできればいいというのではなくて、長い文章を読ませて、それから回答させたり、答えの出し方を全部説明させたりするという、いわゆるPISA型学力というんですが、新しい学力観に立つ問題でございませう。したがって、こういう問題に子どもたちがなれていないということもあります。そして、今、国が求めている学力というのはこういうものなんだということが、実は教師の中にも、まだ保護者には伝わっておりませんが、新たな認識ができつつあるということではございませう。

私は、今、全国規模でやる必要があるかどうかというお話がありましたが、本市の子どもたちにとっては、また先生方にとっては、そういうテストは、やはりこれだけです、今のところ。ですから、そういうことで必要な学力を押しやる意味でも、私は必要だと思っております。

ただ、まだまだ全国学力調査は内容的にも定着しておりませう。その点数だけがひとり歩きするということは、私自身は問題であるというふうにとらえております。

公表の仕方ですが、子どもたちの本市の学力の状況を例えば説明をするとか、新しい学力観に立つそういうものがどういう状況であるかということ、それから今求められている学力はどのようなものなんだということがわかるような形でできれば報告していきたい。できればじゃなくて、できればわかりやすいというのはどういう形で報告するのがいいのかということで、今、悩んでいるところですが、そういう形で報告をしたいと考えているところでございませう。

以上でございませう。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 石松議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

初めに、耐震関係について、倒壊しないと、十分であるというふうに認識を持っているのかということでございませうけれども、今の学校施設のうち、震度7以上の地震が来た場合に、倒壊ないであろうというものについては、57年以降に建てられたもの、または耐震補強整備が完了しているものについては、大丈夫であると確信を持って言えると思っております。

けれども、それ以外の優先度調査をした中でこれから改修または耐震補強をしなくてはならないという施設については、校舎、幼稚園まで含めまして38棟あるわけですね。そういうものについては、前にも述べたかと思いますが、平成25年度までに計画的に耐震診断を実施して、どの程度の補強、もしくは改良、もしくは耐震補強が必要であるかということ判断しながら、財政事情も考えて、早急に改善、改修を図っていききたいなと思っております。ですから、すべてが大丈夫だというものではないというふうに判断しております。

次に、適正規模の関係で、統廃合についてどうするんだということでございますけれども、今後、中学校で7校のうち3校ですか、14校のうち6校が適正規模ではないと判断されているということですので、今後、そういうものをすべて含めた中で、笠間市にとってよりよい施設、また教育環境はどうあるべきかということ、先ほど申し上げましたように平成21年度からちゃんとした機関を立ち上げて進めていきたいと思っております。

あと学校図書予算措置でございますけれども、交付税算入措置額よりも低いだろうということですが、現行においては、予算も要求はしておりますけれども、なかなか予算の調達ができないという環境、また学校の方からもそれなりの予算要求が来てないというのも事実でございますので、今後、学校の方にも、どのようなものが必要で、こういうものを買ったらいいのか、そういうものについても司書教諭を含めて十分煮詰めた上で、予算要求をして図書整備を図っていききたいと考えております。

また、その環境面で、図書の資料が古いとか、学校図書室が狭いということについては、今後、全国的にどういう状況であるのか十分、学校建築の際には学級数とかそれに応じて文科省の方で示されている面積に合致して建てられたものと判断しておりますので、今後どの程度不足するのか十分調査をして、研究をしていきたいと思っております。

あと司書を置くべきだということでございますけれども、司書教諭以外の司書については、市単独で置かなくちゃならないという環境になりますので、この点につきましては、人事関係とかかわってきますので、採用面もかかわってきますので、今後、執行部の方と十分検討して考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 病院の関係でございますが、基本的に、ネットワーク計画と改革プランにつきましては、同時並行で行うということになっております。また、現在県で設置しています公立病院等の再編ネットワーク化の検討会議の協議状況によりまして、そういったプランの中にも反映をしていきたいと考えております。

それから、経営形態の見直しに係る計画等についてでございますが、経営形態の選択肢が示されておりますが、先ほど申しましたように再編ネットワーク化との整合性を図るということで、その可能性を検討するため、平成21年度まで期間が必要なこととなります。

で、当改革プランにおきましては、笠間市としては複数の選択をして検討をするという方向で考えております。

なお、今後のプランのスケジュールとしましては、来年1月になりましたら経営診断等の結論も出てきますので、それを踏まえて、庁舎内におきます政策調整会議、庁議、また全員協議会への報告をして、2月にはパブリックコメントを実施して、3月には国保の運営協議会への諮問等を考えております。

また、在宅支援診療所の件でございますが、ことしの3月に策定されました県の医療計画の中でも項目としては入っておりますが、今後こういうふうにしていくということだけで、具体的な部分が記載されておられません。それにつきましては、当然、笠間市のみに対応ということばかりでもできない部分もございますので、やはりそういった県の医療計画に基づいて、笠間市もそれに参加して協力し、また協力していただくような部分もあると思いますので、そういった中で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 大変失礼しました。先ほど資格証明書の件で答弁が漏れてしまいました。

保険証、その他資格証明書について、先生の方で直接児童生徒から預かって、その利用する時期が終了したらまた生徒たちに直接渡すという方法と、児童生徒に対して持ってきたかどうかを確認をして、ちゃんと保管をしてなくさないようにという指示で子どもたち間でなるべく、保険証とかそういうものについては大事なものですからちゃんと保管なさいよということで、プライベート的なものが保護されるような環境づくりに先生たちに携わっていただいているというようなことで、子どもたちがお互いに見せ合うということは、子どもたち同士でどういう環境で発生するかわかりませんが、ないものと思っております。

あと、先ほど一番最初に答弁した中で、Is値0.3以下の学校ということで笠間小学校という答弁をしましたけれども、笠間小学校については、20年度の診断の結果、0.42と0.46という形で、0.3以下ではございませんでしたので、訂正させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） あと5分しかないので、はしょってお聞きします。

先ほどちょっとお聞きし忘れがあるんですが、教職員の労働時間の把握と、笠間小中学校教職員安全衛生規程の問題についてなんです、これは労働時間実態調査を求めているものではなくて、労働法が改正されて、月当たり100時間を超える方が疲労が蓄積したというふうに訴えた場合は、お医者さんによる面談を受けさせなければいけないということ

と、それから10人以上50人未満の学校にも衛生推進者を置かなきゃいけないということが改正されたわけですね。そのことを実施するためには、教職員の勤務時間を把握しなきゃいけないじゃないですかということを申し上げています、前の質問で。そのときに、学校長が出勤簿が何かで管理するというふうにおっしゃられたんですけども、それがきちんと行われているのかということと、そういう学校の置かれている特殊的な事情でいうと、市の職員安全衛生規程じゃなくて、小中学校、幼稚園教職員の安全衛生規程が必要じゃないかとお聞きしたら、それはそれで検討しますということを言われたんですけど、これは必要ないというふうに判断をしているということなんですか。議事録を見ていただければ、教育長の答弁はそういうふうになっているというのはわかると思います。これきちんと、済みませんが、ご答弁お願いします。

それから、学力テストの問題は、公開の仕方を私は言っているわけではなくて、全国で議論になっているのは、学校間競争をあおる必要はないけれども、一定のいい意味での競争というのが存在しなかったら教育環境よくなるんじゃないかと。公開をしないということはそういう競争を否定することになるんじゃないかということが、指摘をされている大きな点ですよ。そういう意味で、笠間市としてはどう考えているんですかということをお聞きしたいわけですよ。比較できない、オープンにしないということであれば、どこでどういうふうにそういう学力テストの意義が生かされるのかというのがわからないということなんですか。

それから、学校図書館の整備状況については、簡単に言えば学校から予算要求が出てこなかったと、そういう言い方じゃないですか。予算要求が出ないから、計画をつくって予算要求して整備しますと、こういう目標でいきますという計画が必要なんじゃないですか。そういう指針や目標がないから、学校からは要求出てこないんじゃないんでしょうか。でも、アンケート結果では不十分だというアンケートが出ているでしょう。そのアンケートを改善するには、そういう指針を市が示さないと、それは学校は予算要求しないですよ。交付税措置も下がっているし、お金ないと市が言っているわけですから、なかなかできないじゃないですか。それは、学校図書館の充実に予算配分しますから要求してくださいと市が言わないと、教育委員会が学校に対して。それ出てこないのは当たり前ですよ。私が言っているのは、そういう予算要求が出てくるような、そういう実施計画というのが必要じゃないですかということを言っているわけでありまして、その辺どうなんですか。きちんともう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、国保病院については、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、3月までに改革プランを出されると。そのときに、経営形態についても結論を出すというニュアンスで、私はこの間とらえてきていたんですけども、今の部長の答弁でいくと、そのときに出てくるプランというのは複数選択になりますから、経営形態の結論はそのプランの中には出ないというふうに認識していいんでしょうか。

以上です。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） それでは、再度の質問にお答えいたします。

全国の学力調査の結果、要するに公表することで競争を、もうちょっと競争意識を持った方がいいんじゃないかということで、そのことの関係で、私は、全国学力調査で学校間を競争させるということが本当にいいのかどうかということを感じております。私は、もっと子どもたちが日常生活の中でお互いに競い合うということ、まずはそこからだろうと思うんですね。

したがいまして、学力調査を使って比較することによって先生たちや子どもたちがあられるような形で競争するのではなくて、日常生活のスポーツや普通の学校の勉強の中の競争意識というものをまず大事にすべきだと、教育的には大事にすべきだと考えております。したがいまして、今回、学校間がわかるような公表の仕方をしなくても、私は別な形でそういうものを育てていきたいと考えてございます。

それから、もう一つ、笠間市の学校教職員安全衛生管理規程ですが、これは今年4月23日に学校に訓令第5号として出したものでございます。

それから、勤務の実態調査をやるというふうなお話をして、今般、私自身が悩みながら調査をやめたところです。といいますのは、国の調査で、一番先生方の多忙感というのは調査物が多いということでした。そういう中で、県がやるということで、また市で独自にやる必要はないというふうに判断をいたしました。

それから、今、先生方の勤務の時間の状況ですが、それは学校で校長並びに教頭、教務主任を中心に、そういう状況は確実に確かめるようにされているところでございます。

それから、図書の実態調査ですが、これは議員おっしゃるように大切なことであるという認識は、私は変わりございません。ただ、今の経済状態の中で、限られた学校予算の中で、どこにどれだけ使っていくのかというところで、学校でも悩むところです。

先ほど私どもの方でそういう指針を出すということが大事であるというふうにお話をいただきました。私どもも、今のお話を受けながら、どういう形がいいか、これは考えていきたいと思っているところです。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 先ほど石松議員がおっしゃられるように、県の方のネットワークとかそういった関係もございますので、まだ結論は出し切れないということになります。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 本日の会議は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後 1 時 4 0 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 小 園 江 一 三

署 名 議 員 須 藤 勝 雄